

## 酒類の公正な取引に関する基準に基づき「指示」をした事例

指示事例1 【福岡国税局】	
業 態	小売業（ドラッグストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、競合他社の販売価格を踏まえて販売価格を低く設定していた。 また、総販売原価の費用配賦方法について合理的な方法を採用していなかった。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売事業者へ相当程度の影響を与えていたことが認められたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

指示事例2 【大阪国税局】	
業 態	卸売業
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品および清酒を総販売原価割れで販売していた。また、一部のビール商品については仕入原価割れとなる価格となっていた。
違反原因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、取引先小売業者が競合店より有利になるよう販売価格を低く設定していた。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者が総販売原価割れ販売を行った取引先小売業者の商圏内の小売業者へ相当程度の影響を与えていたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。